

2011. 1.17 国土交通省 三鷹市事業説明会／三鷹市立第五中学校

出席者

計画課長／しのだ、調査設計課長／のざさ、用地第二課長／たかはし

東京都／つちや、よこい 三鷹市／たぐち、調布市／すぎやま、世田谷区／こじま

(スライドで説明ののち質疑応答)

国交省司会 それでは質疑応答に移ります。先立って何点か注意事項がございます。質疑応答は本日ご説明した内容に関するご質問とさせていただきます。ご質問のある方はこちらから指名させていただきますので挙手をお願いいたします。係の者がマイクをお持ちしますので、マイクを使ってご質問いただき終わりましたら係の者にお返しく下さい。ご質問に当たってはまず、「用賀5丁目のマルヤマです」というようにお住まいとお名前をお願いいたします。多くの方からご質問をお受けしたいと考えておりますので、ご質問は簡潔をお願いいたします。それではご質問のある方は挙手をお願いいたします。

...スクリーンから見て中央の...真ん中あたりの、男性の方ですね。はい。

(マイクを渡される)

市民 N さん 今回こういう説明会を開かれると聞いて大変驚いております。私の知識では外環道路は予算がまったくメドがたっていない、と。それはなぜかという去年の4月ですか、道路の、高速道路の割引料金を外環道路の建設に充てるという法案が確か出たと思うんですけど、それは結局12月の国会まで8か月間、全く審議もなく、そのまま廃案になったと、こういうふうに記憶しております。つまり、予算がつかないということだと思うんですね。しかもこの方式は私の知る範囲は馬淵前国土交通大臣が切り札として考えていた、ということをお聞きしておりますが、それが全く国会で審議されなかった。これは民主党政権がやはりこの道路を真剣に、一生懸命作ろうと考えていないんじゃないのかなと私は感じました。そこに、その直後にこういう事業の説明会を開くということ、これはすごく不思議なんですね。一昨年の12月14日に私もやっぱり出席しましたが、その時「事業主体はどうなっているのか」、それから「予算のメドはどうなっているのか」、「方針はどうなっているのか」、それはすべて未定であると回答をいただいています。今年も実は同じ状況なのではないですか。毎年毎年冬になって、ああそろそろ年度も終わるんだなという時にこういう説明会があると住人に（お知らせを）撒いて寒いところに集めて説明をする、と。しかもその事業はメドが立っていない、と。こういうことは大変疑問に思うわけですね。なんだかよく3月ごろになると道路をほじくっているという...、あの年度予算を消化するための行為、というふうに見えてくるわけです。で、ここがまずすごく疑問に思ったところなんです、これからいう3点について私、すごく聞きたいなと思っておりますが、さらに今年は57億円しか予算がついていないと聞いています。実は外環道路の用地を全部取得するのに二千数百億円のお金がかかると聞いておりますからこのままいけば40年、用地取得に掛かってしまうわけです。つまりここで多くの方が杭を打って自分の土地を買ってくれ、と言っても買えないんじゃないですか？ 前にバブルの頃に「地上げ屋さん」というのがいましたね。でもあの方々はお金を持っていますよ。売りたい、という人からは買ってくれたわけですね。でもあなた方のやっていることは、「ここは敷地内になりますよ、相談に乗りますよ」と言っておきながら買い取る予算がない。こういう事態の中でこの事業説明会を開いているんじゃないかと思うんです。そこで質問です。

こういう事態で予算のメドもたっていないのにわざわざ用地幅杭を打つ、その法的根拠を聞きたいと思いました。たとえば事業化が決定して2年以内に用地幅杭を打たないといけないんだとか、そういうすごい理由があるんだと思うんです。それを今日ははっきり聞きたいと思います。それと「敷地内に立ち入ることがある」と。でもこういう時代ですから

ね、自分の土地には立ち入ってほしくないという人もいっぱいいると思うんですね。そういう時に拒否したらどうなるのか、その法的な背景を聞きたいですね。その法的な背景を拒否したとき、あなた方はどういう行動をとるのか、具体的に。このことを確認したいと思います。それから事業者の申し出で6か月以内に買い取った時には、OK した場合には財政の優遇があると聞いたのですが、これはあなた方が「買いますよ」という意思表示をしてから6か月以内ということですね。こちらが買ってこれということではなくてね。つまりずっと待ってて、待ってて、という人もいるし、突然言われて困る人もいる、と。非常にあなた方のペースで決まってくると。しかもその予算のメドは全くないと。非常に失礼な話だと思います。私たちはここで生活しているんですから。そこにゴタゴタやってきて杭だけ打つわ、でも実はお金がない、と。来年どうなるかわからない、と。こういう中で市民の生活に入り込んでほしくない。それをまず言いたいです。以上です。(拍手)

司会 ありがとうございます。ご質問は大きく3点だったかと思いますが...

市民 N さん (挙手して立ちあがる。マイクなしなのでよく聞き取れない) まず用地幅杭を打つ法的根拠を聞きたい、敷地内に立ち入ることの拒否について...

司会 では回答のほうをお願いしたいと思います。

しのだ 計画課長のしのだです。今、法的根拠、それから立入拒否した場合の対応、あとお金があるのか、ないのかということのご質問が最初にありましたので、まずこれについて私のほうからご説明したいと思います。

一昨年の今頃、確か12月だったと思いますけれども、測量に入るための説明会をさせていただきました。その後、今ご質問された方からございましたように、4月に事業資金を見直す話は確かに出ております。しかしその後も政権として、東京外かく環状道路はやっていくという方針だと我々は聞いておりました、本日も説明会を上部機関に相談したうえでやっているというところです。予算につきましては、年度当初、57億9000万、うち52億5000万がついたところですが、この12月に生活再建のための用地買収費という形で追加配分がございまして、30億予算がついております。要は我々としては、生活再建という観点で用地買収についてはやっていく、と。予測されるようなことが想定される場合には、追加で予算を措置していただける、と。その辺は上部機関に今の状況を伝えてやっていきたいと考えているところです。続いて幅杭を打つ法的根拠とそれを立入拒否する場合についてお答えしたいと思います。

のざさ では幅杭の件についてご説明させていただきます。こちらが先ほどパワーポイントで示したものの拡大図です。今日の会場の右と左に大きな図面が貼ってありますけれども、そこに中央ジャンクション地区の平面図があります。まず、用地幅杭の設置の目的を簡単に説明させていただきたいと思います。今回、図の紫色の部分のところが外環、縦に走っているのが中央道ですが、中央ジャンクションを囲む形で赤い線が引いてございます。これがすなわち外環に必要な範囲を示しておりました、この赤い線上に10メートルか20メートル間隔で幅杭を打たせていただきたい、と。で、これが現地で皆様の土地・敷地や畑等々で、現地で実際にこの赤い線の位置を示させていただいて「皆さんの土地のこのへんの、この位置に外環の端っこ、端部がくるんだ」ということを見ていただきたい、というのが幅杭を示す目的でございます。先ほどご質問がありました幅杭測量を拒む場合、法的措置があるのかということのご説明なんですけれども、幅杭の法的措置や強制力をもって国交省のほうで皆さんの土地にぐいぐい杭を打つということは考えてございません。しかし一方で、幅杭を打てないという状況は先ほどもちょっとお話しましたが、土地をお持ちの方やその周辺の方に外環の計画線の位置を私たちがお伝えできない、お示

しできないということになります。よって、このような外環の幅杭なるものを示させていただくことで今回の事業範囲の中には生活再建をお考えの方もいらっしゃるし、私達も外環の位置をぜひお示ししたいと考えておりますので、ぜひとも幅杭設置にご協力をいただきたいと考えているところです。以上です。

市民 N さん 今の時期に幅杭を... (マイクがないので聞き取れない・司会がマイクを持っていかせる、そのマイクを持って再び質問) 今の時期になぜ幅杭を打つのか、その法的根拠が知りたいんです。今の時期になぜ打つのか、法的根拠があるのか。

のざさ この時期に幅杭を打たせていただくことについての法的根拠はございません。時期に関しては。

たかはし 用地第二課長のたかはしです。それではご説明をしたいと思います。今現在、生活再建ということで地権者の方からお申し出をいただいているわけですが、そちらについてはその方々が工事を受けられるように8月と11月に道路区域の設定をやらせていただき、工事を受けられるように手続きを進めさせていただいているところです。今後につきましては私どもの申し出から6か月以内に契約をいただいた方について5千万控除についての適用になるということで、先ほども質問の中で“私たち(国交省)のほうで一方的に”というニュアンスでお話ございましたが...。測量調査等をさせていただいたのちに地権者の方々と個別にご相談させていただきながら、私どものほうで申し出をする時期を考慮しながら、ご相談をさせていただきながら進めていきたいと考えています。よろしくお願いたします。

司会 続いてご質問のある方はよろしくお願いたします。...、はい、スクリーンから見て右側、中央の男性の方で...。お願いたします。

市民 O さん O と申します。三鷹市牟礼から参りました。最初の方の質問と多少かぶるのかなと思いますが、念のため私からも聞きたいです。素朴な質問なのであまり時間をかけずに簡単に説明していただきたいんですが、生活再建でもって、自分の土地がどうなるか心配、そういう方のために用地をお見せするためにこの杭を打つんですよという説明だったと理解していますが、だったら、そういうご要望をされている方の土地にだけ杭を打てばいいんじゃないの、と思うんですが。そうじゃない人の土地にもどんどん打っていくというのはどうしてなんだろうという素朴な疑問があります。まずそれが1点です。それからもっと根本的なことなんですが、さっきのスライドの冒頭でも「この説明会は法的根拠があるものではありません」という前置きがあっておやおやと思ったんですが、それも説明してくださいよ。「法的な根拠のある説明会」というのはどういうタイミングで、どういう条件のもとで行われるんでしょうか。と同時に、今日ここで説明された内容、あるいは私たちの質問に対してお答えになった内容というのは、少なくとも法的な根拠としてはこの説明会はあってもなくても同じだ、ということになるんだとしたら、先ほどの方も言われたように、今決まっていなかった事業主体が決まり、細かい施工方法が決まったりする段階で、今日言ったことと違うことが生じて、われわれが何も文句は言えないのか。あるいは、今日この説明会が開かれたことによって我々市民の側に何らかの義務なり、逆に権限が生じるということもなくて、それから主催者の国交省、その他が「これは今、国の事業としてやっていることなんだ」とおっしゃっていますが、ここで話されたことというのは未来永劫変わらないのか、という約束や保障が、もしも「法的な根拠はありませんよ」と先に言われちゃうと、大丈夫なのかなと心配になるわけですよ。もちろん“人間として約束はやぶりません”みたいな話はあるかもしれませんが、もうちょっと社会的にちゃんとした話はあるのかなないのか。要するに、今日のこの説明会は、この場所というのは何の

ためのものなのか、ということがもうひとつピンと来ないので質問しているわけです。お答えください。

司会 ありがとうございます。ただいまのご質問は2点だったかと思われませんが。まず第1点目は用地幅杭の対象者に関するご質問であったかと思えます。2点目が法的根拠のある説明会の予定についてどうなのかというご質問だったかと思えます。それでは回答をお願いいたします。

のぞき それではOさんのご質問に対しての1点目、幅杭設置は生活再建を希望される方の土地だけにすればよろしいのではなからうかと、そういう意味合いのご質問でした。これにつきましてお答えいたします。これまで「生活再建について検討するため、現地で境界をはっきり示してくれ」という要望が国交省のほうに多数いただいているところでございます。そのようなご要望にお応えするためにまずは現地で杭で境界を示させていただきたいと考えています。さらに幅杭設置を希望される方が一定程度いらっしゃる場合などには作業の合理性ということからも連続して幅杭を設置させていただきたいというように考えてございます。ただし、これもあくまでもそれぞれの土地をお持ちの地権者の方々のご了解をいただいてから設置、というのは説明させていただいた通りです。用地買収の対応をさせていただく際にも隣接する土地の所有者の方々に境界管理などのご協力をいただきながら、のちのちの用地取得につながっていくことになると思いますので、ぜひとも幅杭設置には皆様のご協力をいただきたいと考えているところでございます。

しのだ 続いて2点目の質問ですが、法的根拠のある説明会についていつどのように開かれるのか、ということについてです。法的根拠のある説明会について今後の予定があるかということですが、現時点ではございません。では今日の説明会ですが、そういった中で我々国交省として事業を円滑に（進めるため）皆さんがお感じになっているようなこととか、おかしい、確認されたいという内容を説明するために国交省のほうで開催しているものでございます。今後、われわれとしても必要な説明会は開催させていただきたいと考えています。あと、本日の説明会によって「何かいいことがあるのか」というご質問があったと思いますが...（会場から「いいことがあるのか」などとは言っていないと声が飛ぶ）。...それであればそのあたりは...。法的根拠のある説明会については予定はしておりません。今後、我々の代わりにほかの誰かが、会社が事業をすることになるのか、それとも我々が事業をやることになるのかについては現時点では未定ですけれども、今の事業について進めてきたことを前提として事業をやっていただく方が実施する、と理解しています。そういった中で、それが我々になるのか、他の会社になるのかはわかりませんが、同じように必要である説明会を開催していくことになると考えています。

司会 続いてご質問のある方は挙手をお願いいたします。ではスクリーンから向かって左手...手を挙げられた男性の方、お願いいたします。

市民 F さん 三鷹市井の頭に住むFと申します。この道路のほかに三鷹市の市道とか東京都の都道とか、東八道路とか、三鷹市の道路についての用地買収が進んでいるみたいなんですけど、東京都や三鷹市などは国土交通省とどういう頻繁な連絡を取って、どの程度の範囲の中で、区間？ですね、やっているかを三鷹市の都市計画課に進捗状況を知りたいなと思いました。

司会 はい、ただいまのご質問にご回答をお願いいたします。

三鷹市 三鷹市のまちづくり推進課のたぐちと申します。外環本線の周辺道路の整備についてですが、外環本線の支線にあたりまして東八道路 IC 付近などへの交通集中が考えられますので、周辺の特に都市計画道路につきましては外環本線の供用開始までに必要な道路を整備するという事です。こちらは事業者は東京都ですが、こういった調整を計画段階から進めてきています。また、生活道路、先ほどの説明の中で外環ジャンクションができて分断されてなくなってしまう道路、北野中央通りとか、一部吉祥寺通りとかはなくなってしまうので、そういったものについても部分的に同じようには再現できませんけれども、機能をしっかり再現していただくようこの間も調整をしていきます。具体的にこのような都市計画道路の整備については、優先的に進められる順番等をみながら進めていきたいと思っております。内容につきましては今日の時点では申し上げられませんが、今後しっかり進めていきたいと考えています。以上です。

司会 続いてご質問のある方は挙手をお願いいたします。はい、では前列中央の男性の方、お願いいたします。

市民 S さん 井の頭の S と申します。確認したいんですよ、生活再建で、ということでしたが、買収ではなくてあくまで「売りたい」という方に関して昨年ついた予算が 78 億。このお金で買うんだと。そして「売りたい」と。絶対に外環なんか作らせない、という人に対してはどうするのか、と（いうことです）。もうひとつは、今 87 億程度の予算がついているようだけれど、これは 3 月 31 日までですよ。来年はまた別ということ。それと 3 点目には、事業者...道路会社であろうが国交省であろうが、民間の会社でやるのかという話もあると聞いていますが、決まるまでは絶対買収はないということですよ。それが決まっても予算がなければできないということですよ。4 点目には「生活再建」と言われているけれども、実際に中央ジャンクションやら東名周辺などにおいて、いったい何軒くらい契約できたのか、その面積はどのくらいなのか、使った費用はいくらなのかをお答えください。以上です。

司会 ありがとうございます。ただいまのご質問は 4 点であったかと思っております。ひとつは生活再建に関するご質問であったように思います。2 番目が予算に関するご質問でした。3 番目が事業主体が決まるまでは用地買収はしないのかというご質問でした。4 点目はこれまでの用地買収の件数ですとか面積、かかった費用に関することについてのご質問だったかと思っております。それではご回答のほうをよろしくをお願いいたします。

しのだ 4 点のうち 1 点目から 3 点目まで私のほうから回答します。まず用地費は今年度は生活再建のためということでございます。今日ご説明しているとおおり、外環が通るといことだけれども、それはうちの家のどこに掛かるのか、土地に掛かるのか家に掛かるのかよくわからないということをおっしゃっている方がいらっしやいました。そういう方に対応するために本日の説明会を開催しているわけでございます。ただ用地費につきましては、今年度につきましては生活再建のためという縛りがついておりましてそれを逸脱するということは考えておりません。

2 点目です。今年度の予算は 3 月末までだが、それ以降はどうなるのかということでございます。まず今年度の予算はだいたい 88 億くらいの用地費でございます。こちらについては年度末まで生活再建で使っていきます。それ以降につきましては、現時点では我々のほうではわかりません。23 年度予算は年度の頭に決定すると思っておりますが、そこでどういふ様子が見られるかということだと思います。もうひとつ、事業者が決まるまで買収は始まらないのかということですが、これについても同じようにわかりません。現時点で我々は生活再建と事業促進の両方の役割を背負っております。事業を最終的にやる...誰がやるかはわかりませんが...その間、生活再建と事業が遅れないように我々のほうで一定の事業

を進めるという作業をやっていくということ、その中で用地を買収するという判断があれば通常の買収ということになるかも知れませんが、そうじゃないかもしれないということです。事業者が変わっても生活再建という形で進めていくかも知れません。現時点では我々のほうではわからないということです。補償の場で議論されることであるということでもございます。用地買収の件数などに関しましては用地第二課長のほうからご説明いたします。

たかはし それでは生活再建の面積、金額等についてご質問があったかと思いますが、今までお申し出いただいた方について件数がございますけれども、面積、金額等に関しましては説明を控えさせていただきたいと思っております。今現在、多くの方の生活再建に関するご相談をお受けしておりますが、今後ともご協力のほど、よろしくお願いいたします。

司会 （会場から今の回答に対する発言があるが次に進めてしまう） それでは続いて質問のある方、よろしくお願いいたします。... それでは前方の女性の方、よろしくお願いいたします。

市民 A さん 調布市緑ヶ丘に住む A と申します。（道路を）「作る」ということは確定されたようなんですけれども、まだ計画段階ですよ。八ッ場ダムのようなことではないんですよ。渋滞と騒音はゼロになることはないし、増えることのほうが多いと思いますけれども、排気塔をここに作らなくてはならないということは（ないのではないかな）、ほかに作れるということもあるんじゃないでしょうか。どうですか皆さん（会場後ろを振り返る）。排気塔をここに持ってきていいんでしょうか。（会場から「よくない！」という声も上がる）排気塔はいりません。排気塔は他へ持って行ってください。それから天神山道路から川沿いをまっすぐ行くと甲州街道に出るんですが、この道が抜け道にならないように約束してください。ここは私たちの生活の道なんです。

司会 はい、ありがとうございます。1点目が排気塔の場所に関する、大気に関するご意見だったと思います。2点目が生活道路に関するご意見でした。それでは回答をよろしくお願いいたします。

しのだ 2点あったかと思いますが、排気塔の話からですね。最初にお手元の資料の中にパンフレットがあると思いますので、そちらをご覧くださいと思います。この一番後ろのページに経緯についての説明がございますが「この事業につきましては都市計画が進みまして事業の実施段階に入っていく」ということでございます。これまでの経緯の中で都市計画の変更ということがございまして、合わせて環境影響評価というものを実施しました。この中で我々としては排気施設の中に最新技術を確認？したうえで、必要な処理施設というものを設置するというです。最終的に周辺の環境基準というものを達成するといったことをやっていくということでございます。生活道路についてのご説明は調査設計課長のほうからご説明いたします。

のざさ 今2点目にご質問がございました抜け道対策についてご説明いたします。今、正面のスライドにありますように、これはお手元の資料の5ページです。質問がございましたのは、こちら天神山通りが外環の中央ジャンクションができたり東八道路 IC ができたときに、交通が押し寄せてしまうのではないかとご懸念だと思います。それについてですが、先ほども三鷹市の課長がお示ししましたが、（スライドを示しながら）外環ジャンクションとインターチェンジはこの黄緑色の部分で示しているところでございます。そしてそれに取りつくように赤い道がいくつもありますけれども、これが都市計画道路でございます。たとえば吉祥寺通り、ここにジャンクションができますので分断されてしまいます。この機能に代わるような道路を一緒に合わせて整備したい。その先がこの天神山通

りにアクセスしたり、東八道路などこのような周辺道路も外環と一緒に整備することによって天神山通りだけに交通が集中することがないようにしたいということです。（会場から「天神山通りではなくて川沿いの道のことを言っている」という声上がる。それを受けて）あ、川沿いの道ですか...

（ふたたびマイクが先ほどの質問者に手渡され、発言する）

市民 A さん あの天神山通りから川沿いの道が甲州街道まで続いているんですが、家の前のその道が渋滞になるということもありますし、排気塔はなんでここに作らなければいけないんでしょうか。ほかに作ればいいじゃないですか。中央道に道をつなげるということはわかりますが、排気塔がここにある必要は全くありません。

のぞき 今のお話をかいつまんで説明しますと、仙川があって、川沿いに市道がありますね。このところに通過交通が入ってくることですよね、具体的にいうと。この件につきましては、この仙川沿いの道が甲州街道に続くということは認識しております。そのような車がこちらの道路に誘導しないためには、まずは周辺道路を整備して、南北ですか、甲州街道から三鷹方面に通行するのはこの道路が一番ですよというご案内は当然しますし、もうひとつ、これからやります側道的设计ですが、今後もよく地元のご要望を把握しながら進めていきたいと思っています。以上です。

司会者 あと質問を希望されている方が多数いらっしゃいますが、...（ここで排気塔の質問について答えが出されていないということで国交省側から回答をしたい旨、申し出がある）... 失礼いたしました。（国交省にマイクを渡す。このあたりで会場内で席を立ち始める人、壁周りに立って話をする人が多くなり、マイクを使っても会場の声が聞き取りづらくなる）

しのだ すみません。換気塔についての回答をさせていただきます。外環は沿線 16 キロあるんですが、換気塔をつけることができる位置が限られています。すべてを 1 か所に集中させるよりは何か所かに分散したほうが最終的に処理しやすいと考えています。そういった形で各インターチェンジ・ジャンクション周辺に（設置？）計画として考えているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

司会 まだ質問を希望されている方が多数いらっしゃいますが、まもなく終了時刻になりますので恐縮ながら最後の 1 名とさせていただきます。なお終了後 21 時まで、会場の壁に掲示している平面図や模型等について職員が対応させていただきます。質問につきましてはそちらでも対応させていただきます。それではご質問のある方は挙手をお願いいたします。

では一番うしろから 2 列目の後方の...ジャンパーを着た男性の方、立ち上がっておられる方...お願いいたします。

市民 G さん 北野に住んでおります G と申します。基本的なところでいくつか質問したいんですが、最初の方からお話が出ましたけれども、予算の問題で 57 億とか 88 億とかいろいろ数字が出ましたが、この外環道路問題の本予算はついていないということですが、本予算がはっきりしていない段階で計画が進行されていることを聞いて、どういう見通しがあるのか。見通しがたたないまま杭打ちの話がありましたけれども、こういうことに非常に疑問を持つんです。それがよくわからないので説明をしていただきたい。もう一つは高速道路というのは通行料金によって（進度？が決まる？）...。外環道の問題については基本的にこれは採算が取れない、不採算道路ではないかという問題を心配するんです。これが 2 点目です。3 点目は政権交代をした民主党が外環について見直しを行うんじゃない

かということも聞いていますけれども、こういう説明会のような大切なときには国土交通大臣が現地に来て、八ッ場ダムの前原さんの時ではないですけども、最初の段階で住民の意見をしっかり聞いてもらう、と。こういう事業説明会のような場所には責任ある方が出てきて直接市民の意見を聞くと、そうでなければいけないのではないですか。以上、ご回答をお願いいたします。（拍手）

司会者 ありがとうございます。ただいまのご質問は予算と見通しに関してが1点目と、2点目は事業の進め方に関するご質問であったかと思えます。それでは回答のほうをよろしくをお願いいたします。（質問は3点だったのに2点に関してしか話していない）

しのだ ご質問の3点のうち1点目、本予算がないのに...ということでしたが、今の予算が外環事業の予算の一部であると理解しています。最終的に事業者が変わる場合について用地は会社が（われわれが買った部分を）買い戻すということになりますので、その場合はその部分を会社が負担するということになりますが、現時点で事業を遂行していく立場で予算をつけていただいている状況です。外環道路のための予算という形ということについております。2点目、通行料金についてですね。不採算かという話がありましたが、たとえば4月9日に国土交通省のホームページにも掲載されました見直し方針などは、不採算なども問題になっておりました。先ほどご質問がありました時に現時点では我々の方では今後の事業スキームに合わせてそういう問題も検討されていくものと理解しております。3点目は質問というよりはご意見ということに近かったと思えました。我々は説明会を実施する前には上部に相談したうえで実施しております。その場でどういう意見が出たかということも上部機関に申し上げます。本日のこの件につきましても上部機関に伝えてまいります。以上です。

司会者 終了予定時刻の20時30分を過ぎましたので以上をもちまして終了とさせていただきます。この後ですが、会場の都合上21時までの短い時間ではございますが、会場の壁に掲示している平面図や模型等について、職員が個別に対応させていただきます。また用地に関するご相談についてもその場で受付いたします。お近くの担当にお声掛けください。先ほどご説明しました通り、説明会の内容に関しての問い合わせ、生活再建に関するご相談等は事務所窓口でもお受けいたします。合わせてご活用ください。

（終了）